



平成 22 年 3 月 19 日

各 位

会 社 名 三共理化学株式会社

代表者名 代表取締役社長 須藤 進

(コード番号：5383)

問合せ先 取締役財務本部長 早川 良和

(TEL. 048-786-2112)

**定款一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に係る承認決議
並びに全部取得条項付普通株式の取得に係る基準日設定に関するお知らせ**

当社は、平成22年2月25日付「当社完全子会社化のための定款一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ」（以下「当社プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、本日、当社定款の一部変更及び当該変更によって全部取得条項（会社法第108条第1項第7号の定めを指します。以下「全部取得条項」といいます。）が付された当社普通株式（以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）の全部の取得について、臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）及び普通株主様による種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）に付議いたしましたところ、下記のとおりいずれも承認可決されましたので、お知らせいたします。

また、当社は、全部取得条項付普通株式の取得について、本日開催の取締役会で平成22年4月22日を基準日（以下「基準日」といいます。）と定め、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、当該株主の有する全部取得条項付普通株式を、平成22年4月23日を取得日として当社が取得し、当該取得と引換えに、全部取得条項付普通株式1株につき0.00001（10万分の1）株の割合をもって当社のA種種類株式を当社が交付する株主として定めることを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

I. 当社定款の一部変更等の内容

当社は、当社プレスリリースにてお知らせしておりますとおり、以下の内容の当社定款の一部変更及び当社による全部取得条項付普通株式の取得について必要なお承認をいただくため、本日、本臨時株主総会及び本種類株主総会を開催いたしました。

- ① 当社定款の一部を変更し、A種種類株式を発行する旨の定めを新設するとともに、定時株主総会の基準日の定めを削除等いたします。
- ② 上記①による変更後の当社定款の一部を追加変更し、当社が発行する全ての普通株式に、当社が株主総会の決議によってその全部を取得する全部取得条項を付す旨の定めを新設いたします。
- ③ 会社法第171条第1項ならびに上記①及び②による変更後の当社定款に基づき、株主総会の決議に

よって、全部取得条項付普通株式を有する株主様（当社を除きます。以下、同様とします。）の有する全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、当社は株主様に対して、取得対価としてA種種類株式を全部取得条項付普通株式1株につき0.00001（10万分の1）株の割合をもって交付します。

II. 当社定款の一部変更及び当社による全部取得条項付普通株式の取得に係る議案の承認決議

1. 定款の一部変更の件(1)（種類株式発行等に係る定款の一部変更の件）の承認決議

(1) 承認決議された事項の内容

定款の一部変更の件(1)は、本臨時株主総会における第1号議案として付議され、承認可決されました。当該議案に係る定款変更の内容は、当社プレスリリースの「定款の一部変更の件(1)（種類株式発行等に係る定款の一部変更の件）」に記載のとおりです。

(2) 定款変更された効力発生

定款の一部変更の件(1)は、本臨時株主総会の承認可決をもって既に効力が発生しております。

2. 定款の一部変更の件(2)（全部取得条項に係る定款の一部変更の件）の承認決議

(1) 承認決議された事項の内容

定款の一部変更の件(2)は、本臨時株主総会における第2号議案及び本種類株主総会の議案として付議され、承認可決されました。当該議案に係る定款変更の内容は、当社プレスリリースの「定款の一部変更の件(2)（全部取得条項に係る定款の一部変更の件）」に記載のとおりです。

(2) 定款変更された効力発生

定款の一部変更の件(2)は、本臨時株主総会及び本種類株主総会の承認可決により、平成22年4月23日に効力が発生いたします。

3. 全部取得条項付普通株式の取得の件の承認決議

(1) 承認決議された事項の内容

全部取得条項付普通株式の取得の件は、本臨時株主総会における第3号議案として付議され、承認可決されました。当該議案の内容は、当社プレスリリースの「全部取得条項付普通株式の取得の件」に記載のとおりです。

(2) 全部取得条項付普通株式の取得の効力の発生

全部取得条項付普通株式の取得は、定款一部変更の件(2)に係る定款変更の効力が生ずることを条件として、平成22年4月23日に効力が発生します。

(3) 全部取得条項付普通株式の取得の実施に関する手続

全部取得条項付普通株式の取得の効力が発生した場合、当社は、株主様に割り当てられることとなる1株未満の端数の合計数（ただし、会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数のA種種類株式について、会社法第234条第2項の規定に基づき裁判所の許可を得てフジスター株式会社に売却すること、または会社法第234条第2項及び第4項の規定に基づき裁判所の許可を得て当社が買取することを予定しております。この場合の当社A種種類株式の売却代金につきましては、必要となる裁判所の許可

が予定どおり得られる場合には、基準日において全部取得条項付普通株式を有する株主様が保有する全部取得条項付普通株式の数に 1,300 円（フジスター株式会社が当社の普通株式に対する公開買付けを行った際における買付価格と同額）を乗じた金額に相当する金銭を各株主様に対して交付できるような価格に設定することを予定しておりますが、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

(4) 取得日

平成 22 年 4 月 23 日といたします。

Ⅲ. 上場廃止

上記承認可決の結果、当社普通株式は、ジャスダック証券取引所の株券上場廃止基準に該当いたしますので、当社普通株式は、平成 22 年 3 月 19 日から平成 22 年 4 月 19 日まで整理銘柄に指定された後、平成 22 年 4 月 20 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式をジャスダック証券取引所において取引することはできません。

Ⅳ. 全部取得条項付普通株式の取得に関する日程（予定）

全部取得条項付普通株式の取得に関する日程の概要（予定）は以下のとおりです。

当社普通株式の整理銘柄への指定	平成 22 年 3 月 19 日(金)
定款変更に関する公告（全部取得条項設定に関する事項）及び全部取得条項付普通株式の取得に係る基準日設定公告	平成 22 年 3 月 23 日(火)
当社普通株式に係る株券の売買最終日	平成 22 年 4 月 19 日(月)
当社普通株式に係る株券の上場廃止日	平成 22 年 4 月 20 日(火)
全部取得条項付普通株式の取得及び A 種種類株式交付の基準日	平成 22 年 4 月 22 日(木)
定款の一部変更の件(2)の効力発生日	平成 22 年 4 月 23 日(金)
全部取得条項付普通株式の取得及び A 種種類株式交付の効力発生日	平成 22 年 4 月 23 日(金)

以上